

議第80号

財産の処分につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

高島市長 福井正明

財産の処分につき議決を求めることについて

次のように財産を処分することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議決を求める。

1 処分する財産の種類

土地

2 処分する財産の所在等

| 所在     | 字   | 地番     | 地目  | 地積      |
|--------|-----|--------|-----|---------|
| 今津町日置前 | 田中  | 369番   | 宅地  | 193.42㎡ |
| 今津町日置前 | 田中  | 5066番1 | 雑種地 | 1,099㎡  |
| 今津町日置前 | 四ツ辻 | 476番1  | 山林  | 1,388㎡  |
| 今津町日置前 | 山神  | 511番2  | 墓地  | 448㎡    |

3 処分の相手方

高島市今津町日置前493番地7

認可地縁団体 平ヶ崎区

4 処分の方法

譲与

5 処分の理由

この財産は、平ヶ崎区が管理および使用してきたものであり、今般、認可地縁団体である平ヶ崎区からの財産譲与の申し出により、処分しようとするものである。